

第3次名護市男女共同参画計画策定(名護市男女共同参画計画基礎調査)業務委託 仕様書

1 業務の名称

第3次名護市男女共同参画計画策定(名護市男女共同参画計画基礎調査)業務委託

2 業務の目的

名護市においては、男女共同参画のまちづくりを進めるため、平成15年度に「名護市男女共同参画計画 あい・愛プラン」、平成24年4月には、市民の共通の目標となる「名護市男女共同参画推進条例」を施行しております。平成25年度には「名護市男女共同参画計画 あい・愛プラン」の計画期間満了に伴い、「第2次名護市男女共同参画計画 あい・愛プラン」を策定し、前期計画(5年間)が経過したことから、令和2年3月に「第2次名護市男女共同参画計画 あい・愛プラン(改訂版)」を策定しました。

本事業では、「第3次名護市男女共同参画計画 あい・愛プラン」を策定するため、時代の潮流、社会経済情勢及び市民意識の変化等を踏まえて現行の計画を見直すことを目的に意識調査の実施・分析、現施策実施状況の点検等を行うこととします。

3 履行期間

契約締結の日から令和5年3月10日まで

4 業務内容

- (1) 男女共同参画に関する市民意識調査 (2,500件)
(郵送による配布・回収を行い、回収率20%以上を目指すものとする。)
- (2) 男女共同参画に関する事業所意識調査 (525件)
(郵送による配布・回収を行い、回収率20%以上を目指すものとする。)
- (3) 男女共同参画関連データの収集・分析
- (4) 法及び上位・関連計画の整理
- (5) 現施策実施状況の点検
- (6) 報告書等の作成
- (7) その他調整業務等

5 書類の提出

- (1) 着手時：着手届、工程表、業務計画書、主任技術者通知書
- (2) 完了時：完了報告書、納品書、業務成果引渡書、成果品

6 成果品

- (1) 意識調査結果報告書
電子媒体によるもののほか、印刷物として100部
- (2) 調整の諸資料、議事録など全ての行動記録
電子媒体によるもののほか、印刷物として1部
- (3) 経理関係書類、領収書等支出を証する書類等の写し
- (4) その他事業内容を確認することができる書類等

7 留意事項

- (1) 受託者は、本業務に十分な知識と経験を有する専任の担当者を配置すること。
- (2) 受託者専任後、本市と協議のうえ業務の詳細について定めた仕様書を別途作成し、契約締結を行うが、その業務内容については、企画提案内容のすべてを実施するものではない。
- (3) 本業務の遂行に当たっては、関係法令及び通達等を遵守すること。
- (4) 本業務の全部若しくは一部を再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、個人情報や直接取り扱う業務を除き、事前に書面による協議を行い名護市の承諾を得た場合は、その限りではない。
- (5) 受託者は、業務上知り得た個人情報やその他の秘密を他人に漏らすことはできない。
- (6) 受託者は委託業務の処理上知り得た個人情報の取り扱いについて、名護市個人情報保護条例(平成13年条例第28号)第11条、第47条及び第48条に従うものとする。
- (7) 本業務で取得したすべての財産は、本市へ帰属する。
- (8) 本業務の実施により生じた全ての著作権は、本市に帰属するものとし、業務の実施による成果物は、著作権上の権利関係を済ませたうえで納入すること。また、それらに関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応するものとし、本市は責任を負わない。
- (9) 業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正や補足、その他必要な措置を行うものとし、これに係る経費は、受託者の負担とする。
- (10) 仕様書に記載のない事項や疑義が生じた場合は、別途協議する。